

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第4回ふじみ野市文化財保護審議会			
開催日時	令和5年11月21日（火） 開会時刻 午後3時00分 閉会時刻 午後4時00分			
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎 2階 A201会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	松尾鉄城	課長	永倉秀雄
	会長職務代理	佐藤啓子	資料館長	高崎直成
	委員	久津間文隆	副主幹兼係長	鍋島直久
	委員	酒井智晴	主任	橋本祐可子
	委員	坪田幹男	主任	岡崎裕子
	委員	原口雅樹		
	委員	三上栄一		
	委員	水口由紀子		
会議の議題	<p>1 審議事項 ふじみ野市指定文化財「元三福学校校舎」の指定解除について</p> <p>2 その他</p>			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	0人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	教育部社会教育課			
議事確定	確定年月日	令和5年11月29日		
	記名押印 又は署名	役職名 会長 松尾 鉄城		

別紙

発言者	発言の要旨
司会（課長）	<p>定刻となりましたので「ふじみ野市文化財保護審議会」を開催します。</p> <p>本日、会議の傍聴者の方はおりません。</p> <p>また、欠席の連絡を、鈴木委員と比嘉委員からいただいております。</p> <p>なお、当初予定しておりました審議事項2「文化財保存事業補助金変更申請について」は、交付団体からの申請はございませんでしたので、取り下げさせていただきます。</p> <p>この後の議事進行につきましては、松尾会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>本日の出席委員は8人です。「ふじみ野市文化財保護審議会に関する規則」第9条の規定により、委員の出席が過半数ですので、審議会の成立を認めます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第4回ふじみ野市文化財保護審議会を開会いたします。</p> <p>1 審議事項</p> <p>では、審議事項「ふじみ野市指定文化財『元三福学校校舎』の指定解除（諮問）について」、ふじみ野市教育委員会教育長より諮問があります。では、諮問内容について事務局から説明をお願いいたします。</p>
課長	<p>10月3日に開催した第3回会議で、元三福学校の部材を視察していただき、その後、松尾会長から建議というかたちで提案していただきました。委員の皆様からは、部材の保存と活用について、貴重なご意見をいただきました。それを受けまして、今回、10月30日付けで教育長から松尾会長あてに、指定解除について諮問をさせていただきました。</p> <p>諮問の内容につきましては、担当の方から説明させていただきます。</p>
事務局	<p>（諮問書全文の読み上げ）</p>
課長	<p>なお、前回の会議において、委員の皆様からいただきましたご意見を受けて、答申案としてまとめさせていただきました。答申案の内容を説明させていただき、その後、皆様から</p>

事務局	<p>ご意見をうかがいたいと思います。</p> <p>(答申案全文の読み上げ)</p>
会長	<p>ただいま、説明がありました内容について、委員の皆様方から質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。</p>
三上委員	<p>答申案の理由の中に「建築基準法を遵守し復元場所・復元方法等を考える時、復元することは難しい」とありますが、指定解除することと復元することは別ではないでしょうか。前の会議でも話をしましたが、指定解除しても、復元はできるというように二本立てにした方がいいと思います。</p>
会長	<p>現在まで、復元を考えて部材を残してきたけれども、復元を考えた時には実現が難しいということを、しっかりと明文化することは大切だと思います。</p> <p>新しい資料館の展示計画の中で、今ある三福学校の模型に手を加える、展示室の一角に部材を活用する工夫など、郷土教育のために利用していくことを考えるには、指定解除は必要になっていきます。</p> <p>復元したいと思っても、現状の中では難しいということをしちゃんと認識した上で、言う必要はあると思います。</p>
三上委員	<p>復元についてはどうなるかわからないので、指定解除だけを先に進めるということで、いいのではないのでしょうか。</p>
水口委員	<p>理由の中に、「現在まで研究者等のからの問い合わせ等もない」とありますが、価値のないように受け取られかねないです。それは指定解除する理由にはならないと思うので、問い合わせがないことをここで書く必要はないと思います。</p>
坪田委員	<p>水口委員と同じ意見です。ここで言及する文言ではないと思います。</p>
会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>文章化するしないに関わらず、文化財活用のビジョンや実態があること、市民・近隣・国内外からの問い合わせの有無も要件の一つにはなると思います。</p> <p>全国的にも収蔵資料の見直しがあり、資料の処分もやむを得ないという意見も出てきています。収蔵だけで活用しよう</p>

	<p>としない、誰の目にも触れられないというのは、大きな課題になっており、保存と活用ということ意識するのは大切だと思います。</p> <p>ただ、この文言については、理由から削除して、すっきりさせてもいいかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
坪田委員	<p>これとは別に、理由の中に「部材を継続的に保管するのではなく」とありますが、この辺りがよく理解できません。「継続的な」保管、「断続的な」保管というのがあるのか、ということにもなりますが。</p>
課長	<p>ここでは、今現在もこれからこのまま続けるという意味で書いたのですが、「継続的に」ではなく、「今後も」という表現はいかがでしょうか。</p>
坪田委員	<p>指定は解除するけれども、部材は保管しないのですか。指定解除した後の部材は、一部は活用しても、残りは保管しないということになりますか。</p>
会長	<p>結果的にはそうなるでしょう。解除した部材の中で、資料館づくりの中で活かせる方法、市民のいろいろな教育活動のために有効活用する方法があるのではないのでしょうか。</p> <p>将来の復元として部材を保管するのではなく、まずは新資料館の中での活用を最初に検討し、その後他での有効活用をし、最終的に残ったものを処分するというように解釈していただけたらありがたいです。</p>
会長職務代理	<p>「文化財」としての部材であれば、継続的に保管しておくだけになるけれども、それを指定解除した上で、郷土教育への活用を図るということですよ。誤解しやすいような文章です。</p>
三上委員	<p>いらぬものは売ってしまう、処分するという意味にとらえられるのではないですか。</p>
水口委員	<p>建物と博物館資料との係りが、自分の中でも整理しきれない部分はありますが、普通は、文化財がある、それにプラスして指定がかかるということですから、指定解除をされたとしても、文化財としての価値は失わないと思います。</p>

三上委員	<p>文化財として残すのであれば、保管場所の問題や、虫が食わないようにしていかないとはいけません。今の状況では、ずっと保管しても、腐っていくだけですので、早く対応した方がいいと思います。</p>
会長職務代理	<p>ここでは、指定を解除するのかどうかの話ですよ。</p>
会長	<p>そういう問題があるから、建築基準法にあわせて検討したが、復元は難しいということを一文中に加えているわけです。</p> <p>「継続的に」とあると指定を継続するようにも捉えられかねないので、すっきりさせた方がいいと思います。</p> <p>指定・未指定に関わらず、文化財は文化財です。解除したからといって文化財の価値がなくなるわけではない、指定されていないだけです。</p>
久津間委員	<p>指定解除の理由が、郷土教育への利活用を図るために解除するというのが最終的な書き方になっています。しかし、実際には、建物として文化財指定したけれども、解体した時に指定解除せずにそのまま来てしまい、復元した時に文化財にするつもりだったと思います。予算や場所の問題で復元できないから指定解除とし、部材を郷土教育に活用するというように書けば、すっきりとするのではないのでしょうか。</p>
原口委員	<p>理由の文章が三段になっています。①指定の経緯として、指定当初は復元を視野に入れて考えていた。②建築基準法を遵守すると復元が難しい。③結論として指定解除はやむを得ない。ということに尽きると思います。</p> <p>利活用の検討については、附帯意見の中にまとめる方がいいと思います。</p>
会長	<p>久津間委員、原口委員からの意見のとおり、復元ができないので、指定解除とし、解除後にあたっては、部材の活用を検討してほしいという内容でいかがでしょうか。</p>
原口委員	<p>一つの案として、活用の事例をあげ、検討してほしいと明記した方がいいと思います。</p> <p>視察した時に思いましたが、腐朽菌の被害のひどい部材は、他の部材にも影響があるかもしれないので、処分の検討も早急に必要になるかと思っています。</p>

会長	<p>利活用のことは附帯意見にまとめ、理由には復元が難しいため指定解除はやむを得ないことを記すということで、内容を整理することでいかがでしょうか。</p>
課長	<p>では、理由の後半部分については、「建築基準法を遵守し復元場所・復元方法等を考える時、今後も復元することは難しいと考えられることから、指定を解除することはやむを得ないと判断します。」の文章としてはいかがでしょうか。</p> <p>その後の活用についての検討を、附帯意見の中に入れるようなかたちにしたいと思います。</p>
会長	<p>今のようなかたちで文章を修正し、答申案ということでもよろしいでしょうか。ふじみ野市としても英断ということになりますので、修正したものを答申として出させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
坪田委員	<p>文章に盛り込むことではありませんが、部材の保存方法・保存場所については、指定解除後も文化財保護審議会として注視していく必要があると思います。これ以上腐朽が進まないようにしてほしいです。</p>
久津間委員	<p>「三福学校」という名称は、新河岸川沿いの元あった場所に案内板が立っていますが、場所が悪く目立ちません。</p> <p>大井郷土資料館と上福岡歴史民俗資料館と二本立てになっていますが、それが一本になった時、上福岡歴史民俗資料館は分館のようになるのでしょうか。</p> <p>今のようなかたちでなくなったとしても、上福岡歴史民俗資料館の場所は学習の場として残せるといいと思います。個人的には、元々三福学校の建物があつた場所なので「三福学舎」というような名前を残した学習施設にしてもいいのかなと思います。</p>
会長	<p>三福学校がつくられた経緯など、上福岡歴史民俗資料館にある三福学校の模型は活用していくべきだと思います。作り直しが必要になった場合、三福学校の部材を活用することはできるかどうか設計業者に相談するのもいいと思います。</p> <p>三福学校は、学校としての機能があつたのは、花の木といわれる新河岸川沿いにあつた大正時代前期まででしたので、その時の様子や経過について、仮想空間をやってみてもいいのではないのでしょうか。</p>

三上委員	千葉県野田市で、醤油醸造業者の旧宅を市民会館にした事例があるようです。三福学校を建てるのであれば、そのようにしてみてもいいのではないのでしょうか。
坪田委員	上福岡歴史民俗資料館の敷地の一角にでも、案内板として周知することも大事だと思います。
酒井委員	附帯意見については、たくさんあってもいいと思います。いろいろふくらませることもできますので。
会長	資料館運営協議会でも話題があがるのではないのでしょうか。文化財保護審議会の意見も参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
資料館長	ふじみ野市の資料館となるので、ふじみ野市の学校の歴史として紹介していきたいと考えています。そのように紹介するかは、来年度設計を行う中で、諮っていき、ご意見を伺いたいと思います。
会長	ふじみ野市の社会教育に生かせるようにしていただきたいと思います。私達も応援したいので、資料館づくりの節目ごとに早めに教えていただけると助かります。 答申については、一任させていただくということでよろしいでしょうか。
各委員	承諾
会長	それでは、今後の流れについて、事務局の方からお願いします。
課長	それでは、答申書につきましては、本会議の意見をふまえ修正させていただきます。なお、修正につきましては、会長と事務局で調整させていただきます。 今後の流れにつきましては、会長と内容を確認し、11月30日までに答申書を確定し、松尾会長から教育長へ答申書を手交します。 委員の皆様には答申書の写しをお送りさせていただきます。 次回の定例教育委員会にて答申の報告をし、指定解除の

<p>会長</p>	<p>手続きを進めていく予定になっております。</p> <p>2 その他 それでは、その他事務局から何かありましたらお願いしません。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局からの報告・連絡事項</p> <p>(1) 文化財保護審議会委員の委嘱について 令和6年3月31日で任期満了となるため、次期委嘱の承諾について依頼文書を送付させていただきました。承諾の可否を確認したい。</p> <p>(2) 市指定文化財「阿弥陀如来像」(安楽寺所蔵)の修理について 8月17日に安楽寺住職、信濃仏像修復所の長谷川氏、原口委員、社会教育課職員鍋島・橋本が立ち会い、現状の把握、修理方法の確認を終え、安楽寺からの搬出を終えた。 現在、長野県千曲市にある信濃仏像修復所にて修理を進めており、表面の剥離止めを中心に行っている。3月中に完了予定。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、他にないようであれば、以上で議事を終了いたします。</p> <p>閉会につきましては、佐藤委員にお願いしたいと思いません。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>それでは只今をもちまして、令和5年度第4回文化財保護審議会会議を終了いたします。皆さまのご協力ありがとうございました。</p>